（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による不動産登記に関する政令の一部改正）

第三条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十五年政令第五百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「仮登記」の下に「、同条第五項の規定による借家権の設定その他の登記」を加える。

第八条の見出しを「（借家権の設定その他の登記等の登記原因）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条第一項の借家権の設定その他の登記においては、登記原因及びその日付として、権利変換前の当該借家権に係る登記の登記原因及びその日付（当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号を含む。以下この条において同じ。）並びに法による権利変換があった旨及びその日付を登記事項とする。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部改正）

第四条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　法第七十一条第三項の規定による借家権に関する登記の申請

第八条の見出しを「（借家権に関する登記等の登記原因）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号を含む。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条第二項第五号の借家権に関する登記においては、登記原因及びその日付として、権利変換前の当該借家権に関する登記の登記原因及びその日付（当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号を含む。以下この条において同じ。）並びに法による権利変換があった旨及びその日付を登記事項とする。

附　則

この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

法務大臣　三好　雅子
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十八号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○文部科学省令第六号

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十条及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十三条の規定を実施するため、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十五日　文部科学大臣　萩生田光一

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（奨励） **第四条**　［略］ 一　［略］ 二　公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）及びその加盟競技団体（パラリンピック競技大会において実施される競技に係る国際団体に加盟している団体に限る。）第二条第二号に規定する者	（奨励） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ 二　公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）第二条第二号に規定する者
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条及び第九十条第一項の規定に基づき、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則及び高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十五日　文部科学大臣　萩生田光一